新型コロナウイルス感染症対応・検証記録集作成事業 業務委託仕様書(案)

1 趣旨

本仕様書は、新型コロナウイルス感染症対応・検証記録集の作成を委託するに当たり、 委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 業務名

新型コロナウイルス感染症対応・検証記録集作成業務

(2)業務の目的

令和2年当初から令和5年度末までの新型コロナウイルス感染症を振り返り、その発生状況や県の対応等を記録として整理し後世に残すことで、今後感染症危機が発生した際の対応に活用する。

3 履行期間

委託契約の締結日から令和6年12月27日まで

4 契約書

別紙「契約書(案)」のとおり

5 業務の内容

- (1)新型コロナウイルス感染症対応・検証記録集(以下「記録集」という)の作成 ア 記録集の内容(記録集の構成案は別紙のとおり)
 - (ア) 県のこれまでの対応等の記録
 - ・県で保有している資料 (第 $1 \sim 8$ 波までの波ごとの振り返り (※ 1)、対応方針 (R2. $4 \sim$ R5. 5) (※ 2)、対応の方針 (R5. $5 \sim$) (※ 3) 知事会見資料 (※ 4)、グラフ等のデータ 資料 等)を基に、県がこれまでに行ってきた対応等を、別添構成案を踏まえまと める。
 - ※1 長野県公式ホームページ「新型コロナウイルス感染症総合サイト 5 類移行前の取組」 https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/kenko/kenko/kansensho/joho/5ruiikoumaetorikumi.html
 - ※2 同上
 - ※3 長野県公式ホームページ「新型コロナウイルス感染症総合サイト 県の対応」
 https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/kenko/kenko/kansensho/joho/taiounohoushin.html
 ※4 長野県公式ホームページ「知事会見」

(コロナ関連の発言がある知事会見のリストを別途提供)

https://www.pref.nagano.lg.jp/kensei/koho/chijikaiken/index.html

- (イ) コロナ対応に係る取組の評価
 - ・受託者は委託者からコロナ対応に係る取組の評価の資料の提出を受けまとめる。

- (ウ) 関係者へのインタビューの実施と取りまとめ
 - ・これまでのコロナ対応の関係者(医療関係者、主要病院長、専門家、経済団体関係者、自治体関係者、県職員など 50 人程度)にインタビューを実施し、その内容を各章に振り分ける。
 - ・インタビュー対象者は別途委託者が指定し、対象者との日程、インタビュー場所 等の調整は受託者が行う。
 - ・インタビューは1人当たり30分程度とする。
 - ・インタビュー項目は委託者が指定する。ただし、インタビュー効果を高めるため、インタビュー状況に応じ、受託者の判断で項目を追加しても構わない。
 - ・インタビュー後、対象者ごとにインタビュー記録(様式任意(日時、場所、対象 者、インタビュー内容を含む))を作成する。
 - ・記録集への掲載内容について対象者への確認を行う。
- (エ) 県民アンケートの調査対象の抽出、実施及び取りまとめ
 - ・県民への20項目程度のアンケートを実施する。
 - ・アンケート方法及び回答者抽出方法は受託者の任意とする。ただし、回答者は、 長野県在住の18歳以上の者とし、その属性(年代、居住地域等)が極端に偏ら ないようにする。
 - ・アンケート項目は委託者が指定する。
 - ・アンケートは回収後、集計及び分析のうえ記録集に掲載する。
 - ・アンケートの集計・分析はこれまでの波ごとの振り返りにおいて委託者が実施したアンケートを参考にする。
 - ・アンケートは有効回答数を1,000件以上とする。

イ 記録集製本仕様について

- (ア) 版型: A4、頁数: 250~300 頁程度
- (イ) 表紙:フルカラー、本文:2色刷り、無線綴じ製本 (左とじ、背表紙あり)
- (ウ) 部数:260部
- (2)記録集の納品

長野県危機管理部消防課及び別途委託者が指定する箇所へ郵送等により配布する。

(3) その他

本業務に当たり、被取材者への謝礼、原稿料、原稿執筆料、交通費、日当、写真撮影料、資料・著作権使用料等が発生した場合、その経費は全て委託費に含まれるとものとする。

6 委託業務管理完了時の提出書類

本事業の完了後、令和6年12月27日までに以下のとおり、長野県危機管理部消防課あて提出する。

- (1)委託業務完了届
- (2) 成果品

- ・本業務で作成した記録集(県庁納品分)、インタビュー記録、アンケート集計結果
- ・上記電子データを保存した記録媒体

なお、記録集の電子データは県公式ホームページに掲載するための PDF ファイルと 編集が可能なファイルの両方を提出すること

・その他必要な書類

7 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、委託者があらかじめ承認した場合は、業務の一部を委託することができる。
- (2)受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受託者は、個人情報の保護について十分留意し、流失・損失をさせないこと。

8 その他

- (1) 委託期間中は、本業務全般を把握する担当者を置き、委託者との連絡調整を行う。
- (2) 本業務の着手に当たっては、長野県庁において打ち合わせを行う。
- (3) 受託者は、委託者から請求のあったときは業務の進捗状況について委託者に報告すること。
- (4) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承諾を得なければならない。
- (5) 受託者は、仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (6) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- (7) 本委託業務の実施による文章、画像その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。また、受託者は、成果品に係る著作者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。
- (8) 受託者は、事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うこととする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。

新型コロナウイルス感染症対応・検証記録集構成(案)

はじめに 知事インタビュー

第1章 概観

各波の特徴(全国及び本県)、陽性者数等のグラフ資料等を記載

第2章 実施体制

県組織の体制に関することを記載

第3章 まん延防止対策

発生予防・まん延防止のための取組に関することを記載

第4章 医療提供体制

医療提供体制の充実等に向けた取組に関することを記載

第5章 「新しい生活様式」について

「新しい生活様式」の定着を推進する取組に関することを記載

第6章 ワクチン接種

ワクチン接種を進めるための取組に関することを記載

第7章 情報の発信について

行動変容を促すために行った知事会見や SNS 等の様々な媒体による情報発信に関する ことを記載

第8章 経済対策(事業者支援、生活者支援)

コロナで経済的な影響を受けた事業者や県民の生活を守るための取組に関することを 記載

第9章 誹謗中傷等の抑止

誹謗中傷を抑止するための取組に関することを記載

第10章 その他(市町村との連携、国との連携、条例 等)

コロナ対応において市町村や国等と連携した取組や県が策定した「長野県新型コロナウイルス等対策条例」に関すること等、上記以外の取組に関することを記載

第11章 取組の評価

これまで県が行ってきたコロナ対応の取組についての評価を記載

巻末 県民アンケートの結果、資料集